

1. 身体拘束等の適正に向けた体制

(1) 身体拘束適正化委員会の設置

当施設では、身体拘束の廃止に向けて身体拘束適正化委員会を設置します。

① 設置目的

施設内での身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善についての検討

身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き

身体拘束を実施した場合の解除の検討

身体拘束廃止に関する職員全体への啓発

研修会の企画運営（年2回開催）

② 身体拘束廃止虐待防止委員会の構成員

ア) 施設長

イ) 看護職員

エ) 生活相談員

オ) 介護支援専門員

カ) 介護職員

キ) 栄養士

ク) その他委員会の設置趣旨に照らして必要と認められる者

※ この委員会の責任者は施設長とし、参加可能な委員で構成する。

③ 身体拘束廃止虐待防止委員会の開催

定期開催します（3 か月に一回以上）

必要時は随時開催します。

例外として、利用者の生命、身体の安全を脅かす急な事態（数時間以内に身体拘束を要す場合）では、多職種共同での委員会を開催できない事が想定されます。その為、可能な範囲で多職種の意見を収集し、最善の方法で安全を確保し、その経緯と結果を記録します。その後、速やかに委員会を開催し、委員会の承認を得ます。承認を得られない場合は速やかにその処置を解除します。

2. 開催日

身体拘束廃止虐待防止委員会開催予定月

令和2年5月22日

令和2年8月21日

令和2年11月20日

令和3年3月26日

3. 身体的拘束等の適正化のための従業者に対する研修会開催予定月

令和2年8月28日

令和2年11月20日